

# 公立大学法人山梨県立大学不動産等管理規程

(平成22年4月1日制定 法人5301号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学財務及び会計に関する規則（以下「会計規則」という。）第34条に定めるもののほか、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における不動産等の管理について必要な事項を定め、不動産等の適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「不動産等」とは、会計規則第33条第2項に規定する固定資産のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土地、建物及び建物附属設備並びに構築物及び立木竹
- (2) 前号に掲げる不動産の従物
- (3) 借地権その他これに準ずる権利

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「取得」とは、購入、建設、交換受及び寄附等により不動産等を法人の所有とすることをいう。
- (2) 「貸付」とは、不動産等を法人以外の者に使用させることをいう。
- (3) 「処分」とは、不動産等を譲渡、交換渡、取り壊し及び消滅等により法人の所有から離すことをいう。
- (4) 「一時使用」とは、貸付のうち使用期間が1年に満たないものをいう。

3 取得価額が10万円以上50万円未満で1年以上の使用が予定されている建物及び建物附属設備並びに構築物及び立木竹は、不動産等とみなす。

(借用不動産等)

第3条 法人が借用する不動産等の管理については、この規程を準用する。

(管理事務の権限)

第4条 不動産等に係る事務処理の権限は、公立大学法人山梨県立大学会計事務取扱規程別表1に規定するとおりとする。

(不動産等管理責任者)

第5条 法人に不動産等管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 不動産等管理責任者は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 次条に規定する不動産等管理者が所掌する事務の総括に関すること。
- (2) 不動産等の取得（予定価格50万円未満の場合に限る。）に関すること。
- (3) 不動産等の貸付（一時使用を除く。）に係る契約に関すること。
- (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第44条に規定する重要な財産（以下「重要な財産」という。）以外の不動産等の処分（予定価格50万円未満の場合に限る。）に関すること。

(不動産等管理者)

第6条 不動産等の管理を適正に行うため、法人に不動産等管理者を置き、総務課長をもって充てる。

2 不動産等管理者は、不動産等に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) 不動産等の登記に関すること。
- (2) 不動産等の取得及び処分に係る契約書並びに土地及び建物の登記識別情報等証拠書類の保管に関すること。
- (3) 不動産等に係る資産台帳の作成、登録及び整備に関すること。
- (4) 不動産等の使用状況の把握に関すること。
- (5) 不動産等の維持及び保全に関すること。
- (6) 不動産等の一時使用に係る許可に関すること。
- (7) 不動産等の日常管理に関すること。

(検査)

第7条 不動産等管理者は、毎事業年度1回以上不動産等の検査を実施し、現品管理状況の適否及

び帳簿記録の正否を実地に確かめ、不動産等管理責任者に報告しなければならない。

(貸付)

第8条 不動産等は、その本来の用途又は目的を妨げない場合において、別に定めるところにより法人以外の者に貸し付けることができる。

2 不動産等管理者は、不動産等の貸付について、証拠書類を保管し、不動産等貸付台帳を備えなければならない。

(処分等)

第9条 不動産等は、次条に定める場合を除き、法人の管理運営上必要がなくなったとき、又はやむを得ない事情がある場合に、これを譲渡し、又は担保に供することができる。

(重要な財産の処分等)

第10条 法第44条に定める重要な財産の処分等については、経営審議会の審議の後、役員会の議を経なければならない。

(登記)

第11条 法人の不動産等について登記原因が発生したときは、法令の定めるところにより、速やかに申請手続を行わなければならない。

(滅失損傷の報告)

第12条 不動産等管理者は、不動産等が天災その他の事故により滅失又は損傷したときは、必要な措置を講ずるとともに、当該事実を調査し、直ちに当該滅失損傷について不動産等管理責任者に報告しなければならない。

(取得原価)

第13条 不動産等の取得原価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入による場合は、購入代価とする。
- (2) 自家建設による場合は、適正な原価計算により算定した価額とする。
- (3) 寄附及び出資による場合は、時価等を基準とした公正な評価額とする。
- (4) 交換による場合は、交換に際して提供した資産の帳簿価額とする。
- (5) その他の場合は、時価等を基準とした公正な価額とする。

2 前項の取得原価には、取得に付随する設計料、登記料等の費用を含める。

(減価償却の方法)

第14条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、業務の用に供した日の属する月をもって開始月とする。

2 減価償却の計算方法は、定額法による。

3 償却資産の残存価額は備忘価額とし、無形固定資産は0円とする。ただし、相当額の売却収入が見込まれる償却資産については、この限りでない。

4 減価償却の基準となる耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。

5 その他特に定めのないものについては、法令等に従って減価償却を行うものとする。

(評価減)

第15条 災害、事故等の偶発的要因によって償却資産が滅失した場合には、その滅失部分の金額につき、当該償却資産の帳簿価額を減額しなければならない。

(減損)

第16条 償却資産の減損に関し必要な事項は、別に定める。

(保険)

第17条 理事長は、必要と認める場合には、災害等により損害を受けるおそれのある不動産等について、損害保険を付すことができる。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、不動産等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。